

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月6日
更新年月日	
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	西海市 42212
地域名 (地域内農業集落名)	白似田小地区 (平原東部、平原中部、平原西部、元越、峰、白似田、白似田中部、広無田、下組、白浜、切崎、池、村河内)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	70.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	65.8 ha
② 田の面積	41 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	29.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	13 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	10.2 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	27.8 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	17.9 ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

既に水田の基盤整備を実施した白似田地区も含め、水稻栽培が盛んな地域である。しかし、高齢化と米価格低迷の影響などにより離農も多く、約52%は既に荒廃化しており、農地の維持が喫緊の課題となっている。
いちごやアスパラガスなど施設園芸の産地でもあり、後継者のUターンなどにより、次世代の農業経営のモデルとしても期待が持てる地域である。一部、活用されていないハウスなどもあり、今後は地域内外からの受け入れや遊休ハウスの活用や対策等も検討する。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

他地域に比べて集落内に水田も多く、水田を活用した農業展開についても検討の余地がある。基盤整備された農地以外の場所については飼料用作物の作付のほか、作目の転換など高収益化の見込める品目の導入等の取り組みを進める。また、遊休ハウスの有効活用により、施設園芸産地の維持を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の担い手が耕作を継続する意思がある農地を農業上の利用が行われる区域とする。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	40.3	%	将来の目標とする集積率
			40.2 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
基盤整備地域における集積、集約化を維持するため、今後は多様な経営体による農地の維持管理を継続するため団地数や団地面積の拡大などの取り組みを推進する。狭小地等が多い地域ではあるが、水田の畑地化事業などの関連により団地性が認められる地域においては、そうした取り組みを推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間機構に貸し付けていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
既に白似田地区においては基盤整備済みであり、生産効率を今後も維持する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
関係機関と連携し、栽培技術の指導や経営相談を通して新規就農者だけでなく地域内外から多様な経営体の育成が可能となる取り組みを推進する。また、JAの担い手支援センターなどの研修事業を活用し、地域で可能な場合においては、受講生の受け入れ等の支援や体制づくりに努め、新規就農者等の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
JA等関係機関と協議しながら、農作業繁忙期に労働力不足に陥らないためにも、農作業委託や人材育成など、持続可能な農業を実現するために随時、地域の担い手と情報共有しながら必要な対策について話し合う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
⑩地域内の農業を担う者等、各種変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面、ホームページなど簡易な方法による協議を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			8年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
計	72経営体		60 ha	0 ha		70.2 ha	0 ha		

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。